

2015. 2. 18

平成 26 年度食品、添加物等の年末一斉取締りの実施結果 をお知らせします。

長野県では、多種類の食品が短期間に大量に流通する年末に、スーパーマーケット・旅館等の食品取扱い施設を対象に、県下一斉に保健福祉事務所（保健所）職員が立入検査を行い衛生管理の徹底を図るとともに、店頭からの食品の抜き取り検査を実施しました。

この度、平成 26 年度食品、添加物等の年末一斉取締りの実施結果を長野県公式ホームページへ掲載しましたので、お知らせします。

○ 「立入監視指導結果」

飲食店や食品製造業、食品販売業等を中心に許可を要する営業施設 2,134 件、許可を要しない営業施設 990 件の延べ 3,124 施設に保健福祉事務所（保健所）職員が立入りし、施設の衛生管理、食品の表示の点検などについて監視指導を実施しました。その結果、延べ 590 件の違反を発見し、改善指導を行いました。

なお、年末一斉取締り期間中に食中毒の発生による営業停止の処分を、営業者 1 件に対して行いました。

○ 「食品検査結果」

県内に流通する食品の国産品 208 検体、輸入品 48 検体の合計 256 検体について、着色料、保存料、発色剤等の食品添加物の検査や農産物の残留農薬の検査及び腸管出血性大腸菌 0157 などの細菌検査を実施しました。その結果、違反はありませんでした。

詳細については、以下のホームページを御覧ください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/kenko/shokuhin/shokuhin/shokuhin/h26nenmatsu.html>

●内容に関するご意見・お問い合わせ先

・長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課

電話 026-235-7155, FAX 026-232-7288, 電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp

・最寄りの保健福祉事務所（保健所）食品衛生相談窓口